

令和 6 年 4 月 1 2 日

保護者各位

習志野市教育委員会
学校教育部学務課長

「習志野市 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応マニュアル」のホームページ掲載について

教職員による児童生徒に対する性暴力等により、当該児童生徒の尊厳と権利を著しく侵害し、その心身に対して重大な悪影響を及ぼすことは、決してあってはならないことです。しかしながら、全国的に児童生徒への性暴力等に当たる行為により、懲戒処分を受ける教職員が後を絶ちません。

この性暴力等から児童生徒を守るために、早期発見及び適切な対応ができる体制を整えることが必要不可欠です。

そこで、学校において性暴力等の被害が発生した、もしくはその疑いがある場合の対応等について令和 5 年 8 月に教育委員会で策定した「習志野市教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応マニュアル」を令和 6 年 3 月に改正いたしました。

本マニュアルは被害生徒児童及びその保護者を守るためのもので、第三者が聞き取り・聴取を行うことについても、児童生徒の権利利益を擁護することを目的としています。本マニュアルにつきましては、習志野市ホームページに掲載しており、下記 QR コードからも御覧いただけますので御確認ください。

記

【習志野市 教職員による児童生徒への性暴力等発生時の対応マニュアル
QR コード】

